

政令第百三十号

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。